

第6回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和2年6月4日(木)
開会 午後3時00分
閉会 午後3時50分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 13名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	西山 哲	○
2	池田 良一	○	9	吉村 幸夫	○
3	福田 義晴	○	10	前田 節朗	○
4	松尾 梨香	○	11	岸本 熊一	○
5	江向 信夫	○	12	相良 安夫	欠
6	力武 正光	○	13	田代 三義	○
7	中島 徳雄	○	14	山口 光壽	○

議事録署名者 6番 力武 正光

8番 西山 哲

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	野中 信守	農地係長	岩野 江利子
書記	前田 真理子	書記	犬塚 貴博

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第27号	農地法第5条の申請について	(5件)
議案第28号	農地法第4条の申請について	(1件)
議案第29号	農地法第3条の申請について	(4件)
議案第30号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について (利用権設定 通年 11件) (農地中間管理事業 (一括方式) 1件)	
議案第31号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について	(1件)
議案第32号	令和2年第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当する か否かの判断について	(511件)

8. 報告事項

報告第 7号	農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
報告第 8号	農地等の形質変更届出について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き感染拡大防止のため、できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。</p>																														
議長	<p>それでは、ただいまより第6回農業委員会会議を開会します。</p> <p>本日の欠席者は12番 相良委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。</p> <p>今回は6番 力武 正光委員、8番 西山 哲委員です。</p> <p>事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table data-bbox="371 840 1278 1467"> <tr> <td>議案第27号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第28号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第29号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第30号</td> <td>農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第31号</td> <td>令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成 に向けた活動計画について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第32号</td> <td>令和2年第3回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するか否かの判断について</td> <td>511件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table data-bbox="371 1585 1278 1675"> <tr> <td>報告第7号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告第8号</td> <td>農地等の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第27号	農地法第5条の申請について	5件	議案第28号	農地法第4条の申請について	1件	議案第29号	農地法第3条の申請について	4件	議案第30号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について			利用権設定 通年	11件		農地中間管理事業	1件	議案第31号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成 に向けた活動計画について	1件	議案第32号	令和2年第3回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するか否かの判断について	511件	報告第7号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件	報告第8号	農地等の形質変更届出について	1件
議案第27号	農地法第5条の申請について	5件																													
議案第28号	農地法第4条の申請について	1件																													
議案第29号	農地法第3条の申請について	4件																													
議案第30号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について																														
	利用権設定 通年	11件																													
	農地中間管理事業	1件																													
議案第31号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成 に向けた活動計画について	1件																													
議案第32号	令和2年第3回農地法第2条第1項の「農地」 に該当するか否かの判断について	511件																													
報告第7号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件																													
報告第8号	農地等の形質変更届出について	1件																													
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第27号農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																														

事務局	<p>今回も、時間短縮のため、5条、4条の申請について、農地区分、許可基準を記載した資料をお手元に配布しておりますので、農地区分については省略して説明いたします。</p> <p>議案第27号 農地法第5条の申請5件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、29番になります。</p> <p>図面は、1ページから3ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場にするための申請です。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、30番になります。</p> <p>図面は、4ページから8ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅建設のための申請です。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、31番になります。</p> <p>図面は、9ページから14ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅建設のための申請です。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、32番になります。</p> <p>図面は、15ページから21ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅建設のための申請です。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>
-----	--

事務局	<p>続きまして、議案の２ページ、３３番になります。</p> <p>図面は、２２ページから２４ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、マンション建設地の土地造成のための申請です。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第２７号 農地法第５条の申請については以上５件です。</p>
議長	<p>それでは、２９番について担当委員から説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>譲受人が来られて、空き家をリフォームされまして、そこに駐車場がなかったものですから、駐車場をつくるとのことでした。雨水は、現状のまま隣接する水路へ放流されるとのことです。</p> <p>区長、生産組合長の印鑑もありましたので、私も押印しております。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>２９番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>続きまして、３０番について担当委員から説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>ほとんどが住宅地になっているところです。ここに一般住宅を建てられるとのことです。</p> <p>最初にこられたときは、区長、生産組合長の印鑑がありませんでしたので、地区に説明をして印鑑をもらってくるように伝えました。</p> <p>そのあと、区長、生産組合長から印鑑をもらって再度こられました。</p> <p>雨水は水路へ、生活排水は下水道へ接続されます。私も問題ないと思いますので印鑑を押しております。</p> <p>ご審議、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>３０番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>＜なし＞</p> <p>続きまして、３１番について担当委員から説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>用途地域でもありますし、生産組合長、区長の印もありました。排水については、雨水は既設の水路へ、し尿・生活排水は下水道へ接続されますので問題ないと思います。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

議長	<p>31番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、32番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番 委員	<p>息子さんが帰ってこられたとのことで住宅を建設したいとのことでした。</p> <p>排水溝も、道路にありましたし、し尿、生活排水は下水道へ接続されますので、問題ないと思います。</p> <p>区長、生産組合長も承諾してありましたので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>32番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、33番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番 委員	<p>周りは住宅ばかりで、農地はほとんどありません。土地造成後の雨水排水はそのまま自然流下の計画です。</p> <p>区長、生産組合長の印もありました。私も問題ないと思いますので、審議の方、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>33番について、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請5件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第28号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号 農地法第4条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、7番になります。</p> <p>図面は、25ページ28ページになります。</p> <p>申請地は、○○○地区です。</p> <p>申請人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第28号、農地法第4条の申請については以上1件です。</p>

議長	<p>それでは農地法第4条申請 7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番 委員	<p>梨園跡です。</p> <p>設置後の排水については、敷地内に素掘りの側溝を掘って、隣接する自己所有の山林へ流下させるとのことでしたので問題はありません。区長、生産組合長の承諾もありました。ご審議、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>7番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第28号農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第29号 農地法第3条の申請4件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第29号 農地法第3条申請の4件について御説明します。</p> <p>議案は4ページ・5ページ、23番から26番になります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第29号 農地法第3条の申請については以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4ページ・5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第29号 農地法第3条の申請4件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第30号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年についてですが、109番の申出については、〇〇委員が申請人となる案件となります。そのため農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限によ</p>

議長	<p>り、本案件の審議終了まで一時退出していただきます。</p> <p>(〇〇委員 退出)</p> <p>それでは議案第30号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年、109番の申出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第30号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年、109番の申出について、御説明します。</p> <p>議案の7ページに明細書を掲げておりますので、そちらをご覧ください。</p> <p>借受人が1名、貸付人が1名で、面積は田が914㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を12ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年、109番の申出については以上です。</p>
議長	<p>議案第30号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年、109番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第30号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年、109番については申し出のとおり決定します。</p> <p>〇〇委員に着席していただき、審議を再開します。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p> <p>事務局より、農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 109番を除いた10件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第30号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年109番を除いた10件について、御説明します。</p> <p>議案の6ページから8ページに明細書を掲げておりますので、そちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が7名、貸付人が10名で、面積は田が21,678</p>

事務局	<p>m²、畑が1, 457m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を9ページから14ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定については以上10件です</p>
議長	<p>議案第30号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年10件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第30号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年10件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第30号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第30号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)1件について御説明いたします。</p> <p>議案は15ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を16ページに掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。</p> <p>面積は田が4, 516m²、貸付人1名、借受人1名となっております。期間は10年です。</p> <p>議案第30号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)については以上1件です。</p>
議長	<p>議案第30号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第30号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)1件について</p>

議長	<p>ては申し出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第31号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第31号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について御説明します。議案は17～28ページになります。</p> <p>まず、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価から説明いたします。</p> <p>これは、昨年6月に掲げた令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画に対しての点検・評価です。</p> <p>議案17ページをお開きください。</p> <p>I 農業委員会の状況については、平成31年4月1日現在の状況について記載しています。ご確認をお願いいたします。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>II 担い手への農地の利用集積・集約化です。</p> <p>2 令和元年度の目標及び実績です。</p> <p>集積目標を1,130haとしておりましたが、実績1,079haで、達成状況は95.5%となりました。うち新規実績は、12.8haでした。</p> <p>3 目標の達成に向けた活動実績は、担い手への農地集積は、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動として取組、研修会の時に地域ごとに情報交換を行う集積に努めました。</p> <p>4 目標及び活動に対する評価です</p> <p>目標に対する評価は、集積面積は増加しましたが、目標値にはとどきませんでした。また、担い手がなかなか増えず、担い手への新規集積が進みませんでした。</p> <p>活動に対する評価は、利用権設定の期間満了を迎える農業者に対し、最適化推進委員が戸別訪問を行い、再設定等につながる活動ができました。</p> <p>次のページをご覧ください</p> <p>III 新たに農業経営を営もうとする者の新規参入についてです。</p>

事務局	<p>2 令和元年度の実績は、目標を2経営体と設定しておりましたが、新規参入はありませんでした。</p> <p>3 目標達成に向けた活動実績は、毎月1回の新規就農相談会で、相談者の要望を聞き、収納希望に沿った情報の提供を行うことができました。</p> <p>4 目標及び活動に対する評価です 目標に対する評価は、関係機関と協力し、親元就農や法人就農の新規就農者は増加しているが、新規参入者としては実績が上がりませんでした。 次に、活動に対する評価ですが、新規就農相談会で、相談者へ情報提供はできました。しかし、親元就農が多かったため、新規参入には繋がりませんでした。</p> <p>次のページをご覧ください</p> <p>IV 遊休農地に関する措置に関する評価です。</p> <p>2 令和元年度の目標及び実績です。 遊休農地の解消目標を9.2haとしておりましたが、実績はマイナス0.1haとなりました。これは、解消した遊休農地が8.7haありましたが、耕作条件が悪い農地など、8.8haが新たに遊休農地となったためです。</p> <p>3 目標達成に向けた活動実績は 昨年8月から9月に農業委員、農地利用最適化推進委員と行いました農地パトロールで確認した遊休農地のうち、112筆、6.9haの農地に対して利用意向調査を行い農地中間管理機構を利用するよう指導するなど解消につながるよう努めました。</p> <p>4 目標及び活動に対する評価です。 目標に対する評価としては、解消した農地が8.7haありましたが、耕作条件が悪い農地など8.8haが新たに遊休農地となっており、結果的に遊休農地が増加しました。 両委員の協力者と遊休農地解消に取り組みましたが、耕作再開が難しい農地が多く、また、農業者の高齢化もあり、目標を達成することができませんでした。 活動に対する評価としては、活動計画に基づき順調に活動することができました。</p>
-----	---

事務局	<p>次のページをご覧ください。V 違反転用への適正な対応です。</p> <p>3 活動計画・実績及び評価です。</p> <p>活動実績です。利用状況調査の中で違反転用を発見し、速やかに是正のための適正な指導を行った結果、追認許可を受け、違反転用の解消につながりました。また、農業委員会だよりで違反転用についての周知徹底を図りました。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。</p> <p>1 農地法第3条に基づく許可事務は、1年間の処理件数は61件、不許可は0件となっております。</p> <p>2 農地転用に関する事務は、1年間の処理件数は64件、すべて許可案件となっております</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>3 農地所有適格法人からの報告への対応です。</p> <p>管内の農地所有適格法人は7法人で、すべて報告書の提出がっております。</p> <p>4 情報の提供等です。</p> <p>賃借料情報の調査・提供は、171件を調査しております。平均額等の賃借料情報は、事務局の窓口及び市のホームページで公開しております。</p> <p>農地の権利移動等の状況把握は、1年間の農地の権利移動が行われた件数は723筆となっており、実施状況については、市ホームページで公開しております。</p> <p>農地基本台帳の整備については、整備対象農地面積4,648haについて、データ更新を行いました。</p> <p>次に、VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容については、該当ありませんでした</p> <p>VIII 事務の実施状況の公表等です。</p> <p>1 総会等の議事録の公表については、事務局で作成し、事務局、市民サービス係、市民図書館で閲覧可能としております。</p> <p>2 農地利用等最適化推進施策の改善についての意見の提出はありませんでした。</p> <p>以上、令和元年度の活動の点検・評価です。</p>
-----	---

事務局

続いて、議案の25ページをご覧ください。
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。

I 農業委員会の状況（令和2年4月1日現在）です。

1 農家・農地等の概要です。

耕地面積については、耕地及び作付面積統計における耕地面積に基づき記入する事となっており、田が2,670ha、畑が807ha、計3,480haとなっておりです。それぞれ面積統計における数値であるため、合計値に差異があります。

経営耕地面積は、2015農林業センサスに基づき記入をするようになっておりますので、昨年と変更ありません。

遊休農地面積は、利用状況調査を行い把握している数値です。田が22ha、畑21ha、計43haとなっておりです。

農地台帳面積は、農業委員会が管理している農地台帳面積を用いています。田2,911ha、畑1,711ha、計4,622haです。

農家戸数と農業者数（人）の表については、2015農林業センサスの数値を使用しているため昨年と変更ありません。

経営数（経営）については農業委員会調べとなっておりますが、市農業振興課が把握している数値を記入しています。

2 農業委員会の現在の体制につきましては、昨年度と変更ありませんので、省略させていただきます。

続いて、II 担い手への農地の利用集積・集約化です。

1 現状及び課題です

これまでの集積面積は1,079ha、集積率は31.0%です。

課題としては、中山間地域の農地の集約が難しいことと考えております。

2 令和2年度の目標及び活動計画ですが、伊万里市農業委員会の指針に基づき、令和2年度末の集積率を33%としているため、管内農地面積3,480haの33%である1,148haを集積面積の目標としております。

活動計画としては現在集積している面積を減少させないように、利用権期間満了の農地については、利用権の再設定や農地中山間管理事業への切り替えに取り組み、新規の集積・集約についても推進に努めます。

事務局	<p>Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。</p> <p>1 現状及び課題です。 昨年度は新規参入の経営体はありませんでした。 課題としては、新規就農者の農地の確保や資金調達等と考えております。 次ページをご覧ください。</p> <p>2 令和2年度の目標及び活動計画については、伊万里市農業委員会の指針に基づき、参入目標数2経営体・参入目標面積1.0haとしております。県や関係機関と作る新規就農相談会において、情報提供等のバックアップ体制に努め、新規就農者の確保に努めます。</p> <p>続いて、Ⅳ 遊休農地に関する措置です。</p> <p>1 現状及び課題です。 管内の農地面積3,523ha、これは、耕地面積と遊休農地面積の合計面積です。遊休農地面積は43haであるため、遊休農地率は1.2%となっています。 課題としては、高齢化による労働力の不足と条件不利地の耕作放棄が増加していると考えております。</p> <p>2 令和2年度の目標及び活動計画ですが、遊休農地の解消面積6.8haとしております。これは、令和元年度の農地の利用意向調査の調査面積を基にしています。 活動計画ですが、今年も農地の利用状況調査を行います。調査時期は、準備期間も含め4月～9月、調査結果取りまとめを10月～11月、利用意向調査を11月に実施し、調査結果のとりまとめを1月～3月としております。</p> <p>V 違反転用への適正な対応、</p> <p>1 現状及び課題です。 令和2年4月現在、違反転用を把握し県に報告しているものが1件、0.2haあります。 課題としては、転用は農地法の規制対象になることを知らない場合があり、無断転用につながる恐れがあることです。 そのため、転用手続き制度について、より一層の周知を図り違反転用を未然に防いでいく必要があります。</p> <p>2 令和2年度の活動計画としては、違反転用を発見次第、その都度、届出を行うよう指導を行い、農地の無断転用や目的外使用については、届出が必要であると周知してまいります。</p>
-----	---

事務局	<p>以上が令和2年度の活動計画です。</p> <p>令和元年度の活動の点検・評価及び令和2年度の活動計画ともに、本日の会議で決定後、農業委員会のホームページで公開し、あわせて、九州農政局へ提出いたします。</p> <p>説明については、以上です。</p>
議長	<p>議案第31号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、御意見、ご質問はございませんか。</p>
○番委員	<p>新規就農に関してですけど、ちょっと私が思うところですけども、県内のよその地区に比べまして、伊万里市では取り組みが生ぬるいかなあという風な私なりの感じを受けております。</p> <p>かなり、よそは新規就農の問題に取り組んでいらっしゃる様子がうかがえるわけですね。たとえば、新規就農の研修の施設を作ったり、新規就農者に対して、研修者に対して、給付金をたくさんやったり、生活給付金ですね。かなり、かなり手厚くしていらっしゃるようですけど、伊万里市の場合、どうですかね？そういった取り組みがまだまだ見えてこないところがあると思いますけど。</p> <p>やっぱり、いま、問題になっておりますように遊休農地の増大とか、農業従事者の高齢化とかですね、そういったことを考えますと、そこらへんは積極的に取り組むべきじゃなかろうかと私はいつも思っております。</p>
事務局	<p>先ほど、伊万里市の新規就農者の確保に対する取り組みがぬるいのではないかとのご指摘をいただいたところです。</p> <p>今、どういう状況かといいますと、県内のトレーニングファーム自体は直営で市町村がされているところは、たぶん無いかなと思います。</p> <p>J Aが設置をして、そこで研修をして新規就農されるというのをやられていると思います。</p> <p>先ほど、給付金のお話しをされましたが、これはどこの自治体もそうですが、国の事業、年間150万円を最大5年間給付するというのがありまして、これについては、当然伊万里市でも行っております。</p> <p>さらに、伊万里市では親元就農ということで、自分で独立自営せず</p>

事務局	<p>に、親と一緒に農業を行いますという方に対して年間30万円を最大3年間給付しております。</p> <p>この取り組みについては、どの自治体にでもある取り組みではなく、伊万里市独自の取り組みとなっています。</p> <p>親元就農については、昨年から若干増え始めています。</p> <p>伊万里市として、ひとつ気に掛けている部分として、果樹、特に梨について、農家が非常に減っているののでどうにかしないといけないとのことで今年度から、改植、新植の補助制度を強化してなおかつ外部から研修生を呼び込みたいということで、年間100万円の手当を支給してなんとか研修期間中の生活費をみてるという制度も作ったところです。</p> <p>新規就農に対する取り組みがまだ、甘いかと言われれば、甘い部分もありますが、今のところ少しでも就農者を増やそうということで取り組んでいる状況です。</p>
議長	事務局から説明がありましたが、よろしいでしょうか。
○番 委員	はい。わかりました。
議長	<p>他にありませんか</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第31号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画については申し出のとおり承認します。</p>
議長	続きまして、議案第32号 令和2年第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第32号 令和2年第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてご説明します。</p> <p>議案は29ページからになります。</p> <p>昨年夏に行った農地パトロールの結果、「農地に該当しない」と思われる対象地540筆の所有者に対して、3月31日付けで「非農地</p>

事務局	<p>判断にかかる事前のお知らせ」を行い、所有者の意向確認を行いました。</p> <p>その結果、今後農地として復旧し管理するとの連絡があった農地が29筆ありました。</p> <p>連絡がなかった511筆385,979.8㎡について、今回「農地に該当しない」と判断をしていただくため、上程しております。</p> <p>今回、「農地に該当しない」と判断された場合は、所有者等に対して「非農地通知」を発送します。</p> <p>議案第32号 令和2年第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第32号 令和2年第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてですが、511筆を「農地に該当しない」と判断することについて御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、令和2年第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、「農地に該当しない」と判断することを決定いたします。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第7号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第7号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明いたします。</p> <p>議案の46ページをご覧ください。</p> <p>10番についてご説明します。</p> <p>借人の都合による解約となっております。</p> <p>解約後は、佐賀県農業公社が管理する予定となっております。</p> <p>報告第7号 農地法第18条第6項通知の受理については以上1件です。</p>

議長	<p>報告第7号 農地法第18条第6項通知の受理1件について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして報告第8号 農地等の形質変更届出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第8号 農地等の形質変更届出について御説明します。</p> <p>議案の47ページ、1番になります。</p> <p>図面は、29ページから32ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇地区です。</p> <p>嵩上げて、柑橘類の作付し畑として利用するための届出です。</p> <p>報告第8号については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>自分の田んぼを嵩上げて使いたいとのことで4月にみえられて、説明を受けました。</p> <p>区長、生産組合長の承諾もありましたし、周辺の農地への影響もないと思います。</p> <p>以上、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>報告第8号 農地等の形質変更届出について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第6回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>